

5 類感染症への移行に伴う県民の皆様へのお知らせ

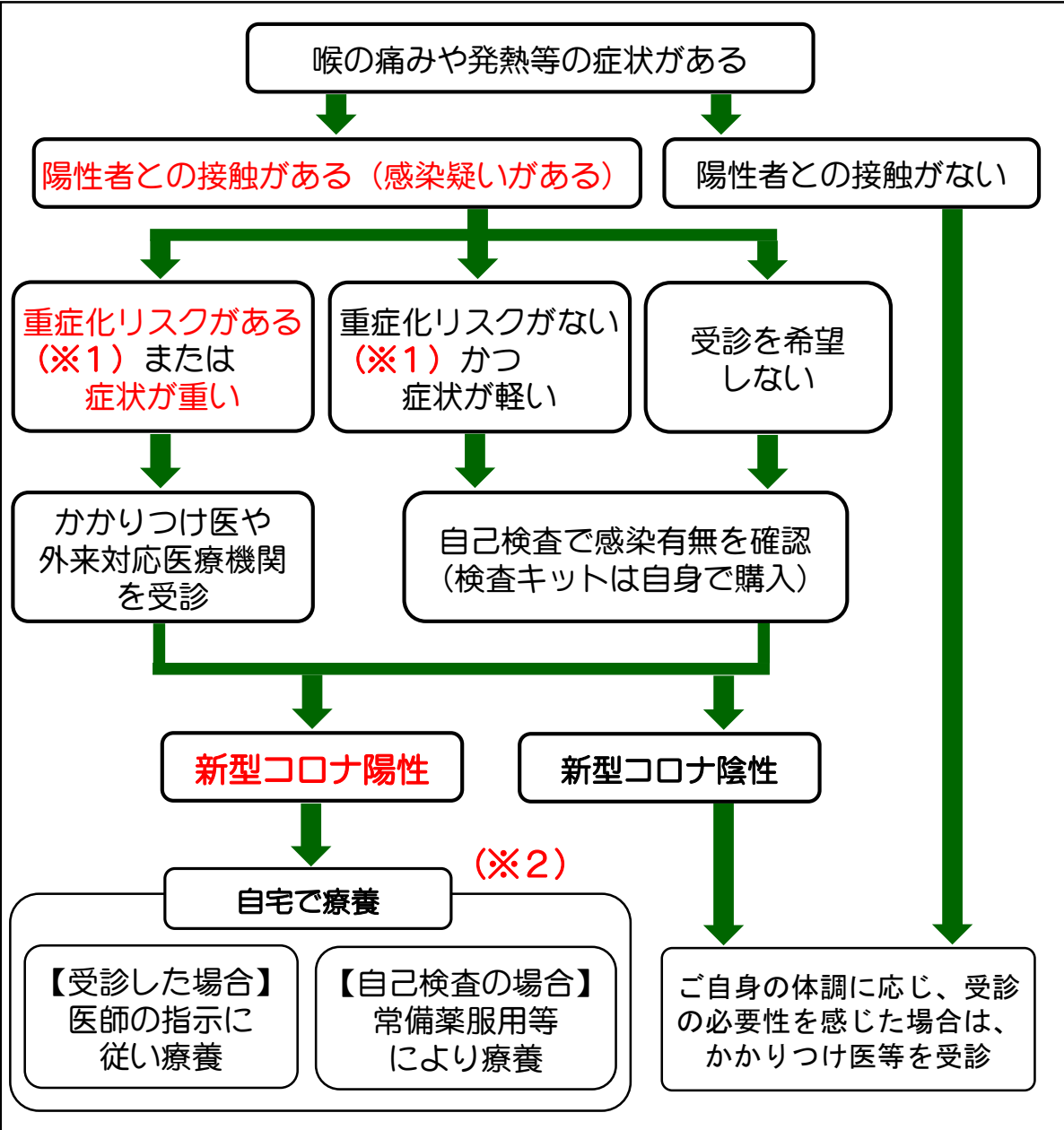
1 保健医療関係の青森県の主な取組の変更内容

現在、新型コロナウイルス感染症対策として実施している各種対応は、

➡ 5類移行後（令和5年5月8日以降）は、「対応終了」、「経過措置あり」、「**継続**」のいずれかで対応します

項 目	5類移行前（～5月7日）	5類移行後（5月8日～当面の間）
コロナに関する各種相談対応 ○ 外来受診可能な医療機関の案内や一般的な相談等に対応する県コールセンターの設置	実施	継 続 複数の相談窓口を統合し新たに開設 「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」 <電話：0570-065-965> ※R5年5月8日午前0時～こちらの番号に変わります
保健所による陽性患者への対応 ○ 医療機関からの患者発生届の受理 ○ 行政による患者への外出自粛要請 ○ 行政による患者への入院措置・勧告 ○ マイハースによる療養証明書発行	実施	対応終了
検査体制、陽性患者に対する療養支援 ○ 臨時Webキット検査センターの設置 ○ 自宅療養者サポートセンターの設置 ○ 自宅療養者への食品セットの配布 ○ 宿泊療養施設の設置	実施	対応終了
陽性患者等に対する医療費公費支援 ○ 発熱等患者の検査費用の公費支援 ○ 外来医療費の自己負担分の公費支援 ○ 入院医療費の自己負担分の公費支援	実施 実施 (原則、全額公費支援)	対応終了 経過措置あり (コロナ治療薬分は全額公費支援) (外来：自己負担、入院：一部公費支援)

2 発熱等の気になる症状が生じた時の医療機関の受診等について（令和5年5月8日以降）



（※1）重症化リスクがある方

- ①65歳以上の高齢者 ②基礎疾患を有する方 ③妊婦

（※2）5月8日以降の政府が推奨する療養期間の考え方

発症日	発 症 後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後				療養終了（出勤等再開可能）	
発症後2日目に軽快	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後			療養終了（出勤等再開可能）	
発症後3日目に軽快	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後		療養終了（出勤等再開可能）	
発症後4日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後	療養終了（出勤等再開可能）	
発症後5日目に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後24時間以後	療養終了（出勤等再開可能）

- 発症日の翌日から10日間経過後までは、ウイルスの排出が見込まれますので、**不織布マスクの着用や、高齢者等ハイリスク者との接触を控える**等、周りの方へ感染させないよう配慮しましょう。
- 外出を控えるかどうかは個人の判断となります**が、社会全体の感染拡大防止のためご協力をお願いします（法律に基づく外出自粛は求められません）。

- 受診先など各種相談は県コールセンター「**青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談**」までお問合せください（年中無休24時間対応）
☎0570-065-965
※令和5年5月8日午前0時～運用開始
※通話料金は、電話をかけた方の負担となります。

詳しくは県ホームページ「**青森県 新型コロナ**」で検索
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/covid19.html>)

3 新型コロナワクチン接種について

【令和5年春開始接種（自己負担なし）】

- 期 間：令和5年5月8日から8月まで
- 対 象 者：① 初回接種（1・2回目接種）を終了した
 - ・ 高齢者（65歳以上）
 - ・ 基礎疾患を有する方（12～64歳）
 - ・ 医療従事者・介護従事者 等
- ② 追加接種を終了した 基礎疾患を有する方（5～11歳）
- 使用ワクチン：オミクロン株対応2価ワクチン

※ 令和5年秋開始接種（自己負担なし）は、令和5年9月以降、5歳以上の全ての方を対象に実施予定



引き続き、ワクチン接種の検討をお願いします